

令和2年5月28日

(2020年)

令和2年夏季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当については、国や大阪府の取扱いに準じた特例措置を定め、令和2年2月1日に遡及して適用する。
所定の手続きを経て、できるだけ早期に支給できるよう努力する。

- 2 職員のメンタルヘルス対策については、引き続き、過重労働による健康障害を防ぐための長時間勤務従事者等に係る健康調査及び産業医面接、こころの健康相談、ストレスチェックの実施などによって行う。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、メンタルヘルス対策の必要性が高まっており、健康相談の利用を改めて通知する。

- 3 基礎疾患を有する職員等を対象とした特別休暇については、強い要求であると認識しているが、その具体的な運用を定めることが困難であり、現時点で要求に沿えない。
当該職員を対象とした在宅勤務については、その積極的活用を改めて周知する。

- 4 要介護者の通所する介護事業所等が休業等となったことを要件とする特別休暇を創設する。休業となった場合は、必要と認められる間、通所の自粛要請を受けた場合は6月30日までの間に最大4日を付与する。令和2年6月10日から施行する。

- 5 定年前職員の令和2年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.25月とし、6月30日に支給する。

- 6 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しは、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の取扱いを現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 7 再任用職員の令和2年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.175月とし、6月30日に支給する。
また、会計年度任用職員の令和2年6月期の期末手当の支給月数については、条例どおりとし、6月30日に支給する。
- 8 夏期休暇については、現行どおり最大5日を付与する。夏期から様々な事業が再開されること等の状況の中での完全取得を考慮し、取得できる期間を今年度に限り、令和2年6月10日から8月31日までの間とする。取得期間の延長の取扱いは最大10月31日までとし、その他は従来どおりとする。
また、夏期休暇の完全取得及び年次休暇の取得促進に向けて周知を図る。
- 9 庁舎内の空調運転については、労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則の趣旨、並びに節エネルギーの要請を踏まえた運用を行ってきたところであるが、今年度については、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の取組であるマスクの着用や時差勤務に対応する特例措置として、冷房運転基準を緩和するとともに、冷房運転実施日について午後6時半まで運転を行うよう関係部局と調整する。
また、週休日、休日の冷房運転についても、関係部局と検討を進める。
- 10 初任給基準の見直しは強い要求であると認識しているが、国家公務員に準拠した取扱いであり、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
期末手当及び勤勉手当に係る期間率は、現行どおり、在職期間に応じて支給することが適正と考えている。
事務服については、平成25年度から新規貸与を停止しており、在庫のある範囲で対応を行う。

- 11 再任用職員の格付けの見直しについては、強い要求であると認識している。
定年引上げの検討の中で、併せて検討する。
なお、定年引上げについては、国家公務員の動向を注視し、適切な時期に提案する。
- 12 会計年度任用職員の報酬上限撤廃については、強い要求であることは認識しているが、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 13 会計年度任用職員の令和2年6月期の期末手当については、期間率を適用することが適切であると考えており、取扱いを変更することは困難である。
- 14 パートタイム会計年度任用職員の1日の正規の勤務時間を超え、常勤職員の1日の正規の勤務時間に達するまでの時間における時間外勤務に対する報酬の割増率については、再任用短時間職員の取扱いに準じ、100分の100としているものであり、取扱いを変更することは困難である。
- 15 会計年度任用職員の正規の勤務時間の設定については、担当室課が適切に判断するものと認識している。必要に応じ、担当室課に助言を行う。
- 16 冷房実施期間内における職員会館4階の昼休みの空調運転については、引き続き、利用状況に応じて実施する。
職員会館3階の空調設備の修繕については、職員厚生会予算において冷風扇等を購入し設置するなど、応急的な対策を講じているが、引き続き関連予算の確保に努める。